

# 第3章 計画策定の基本的視点

## 1 基本的視点の設定における考え方

計画の「基本理念」については、子どもが育つ環境づくりで重視すべき基本理念は変わらないとの考えのもと、前期行動計画の理念を踏襲することとします。

「計画策定の基本的視点」については、前期行動計画に掲げる内容を基本的には踏襲しつつ、子ども、親、地域が本来持つ

いる力を引き出し、その「主体性」に基づく「自立」を促進することを重視する視点をさらに強調した内容とします。

また、「子ども条例」の規定を実現するために、子どもの権利保障と子どもにやさしいまちづくりを推進するという視点を新たに加えて、再構成しました。

### 【計画策定の基本的視点】

- 1 子どもの権利の総合的保障
- 2 子ども・青少年が「主体性」を育みながら育つ「子育ち」支援
- 3 「自立」と「共助」のもとでの「親育ち」支援
- 4 多様なニーズを持つ子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援
- 5 「人づくり」からはじめる市民主体の「子どもにやさしいまちづくり」

### 【基本理念】

子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

## 2 基本的視点

### ■ 子どもの権利の総合的保障

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、その尊厳を守られ、最善の利益を保障されるべき存在です。このためには、子どもが自分らしく生きながら、心と体を大切にされて豊かな発達が保障されることが必要です。子どもの権利が児童虐待やいじめ等により侵害されないように予防し、実際に侵害されるような場合には早期に救済することが必要になります。また、子ども自身が持つ力を引き出し、子ども自身が社会や文化の創造に貢献したり、まちづくりに参加したりする機会も与えられる必要があります。

本市においては、次代を担う子どもの権利が保障され、ともに社会をつくる一員としてその思いや意見が尊重される社会づくりを目指して、2007(平成19)年に子どもを含めた広範な市民参加のもとに、子ども条

例を制定しました。子ども条例においては、すべての子どもが「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」が保障され、そのために子どもと大人が手をつなぎ、すべての市民が子どもに対する責任を負って、子どもにやさしいまちづくりを目指していくことが規定されています。

本計画においても、子ども条例に定める子どもの権利が総合的に保障されるよう、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、子どもの権利の周知と学習支援、まちづくりへの子どもの参画の促進、子どもの権利侵害救済の仕組みづくりなど、子どもの権利が保障される、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。



# 第3章 計画策定の基本的視点

## ■ 子ども・青少年が「主体性」を育みながら育つ「子育ち」支援

子どもが生まれながらにして持つ自ら「育つ」力をそれぞれのライフステージで最大限に生かし、子ども・青少年が健やかに、かつ「主体性」を持つ存在としてたくましく成長していくように支援していくことが重要です。

子ども自身の成長を考えた場合には、乳幼児期から学童期・思春期を経て自立するまでの一貫した支援が必要となります。そして、そのような支援のニーズは、子どもや青少年の発達段階に応じて大きく異なってきます。乳幼児期という人生の初期段階は、子どもが人間（他者）に対する基本的な信頼感や愛着を形成し、社会性やコミュニケーション能力の基礎を培う重要な時期となります。また、学童期は、基礎教育の時期であると同時に、地域の中で様々な体験をすることで自然や社会についての関心・興味を高めていく時期となります。そして思春期は、大きく身体が成長する一方で、自分の内面、仲間関係、性の問題等に関する興味と悩み・不安等が入り混じって不安定になりつつも、自立に向けて人間性や社会性の最

終的な形成を図る時期となります。

このように子どもが育つ過程における状況変化を捉えながら、社会の宝である子どもたちが心身ともに豊かに成長できるよう、出生から自立までのライフステージに応じた、きめ細かな支援の強化が必要であると考えます。

また、子どもも成長してやがて大人になり、社会において一定の役割や責任を担っていくことが期待されることを考えると、自ら選択と意思決定を行い、自分の考えを表明できる「主体性」が育まれていくことが重要です。こうした「主体性」は自然に身に付くものではなく、大人への準備期間である子ども期あるいは青少年期から能動的に培っていくものです。家庭、学校、地域など様々な場面で、大人の側が考える“望ましい健全さ”を育成するのではなく、子どもや青少年の本来持っている能力に信頼を寄せて、その主体性を尊重し、自主的な活動を促進するための支援を進めていくことが重要であると考えられます。

## ■ 「自立」と「共助」のもとでの「親育ち」支援

子育て支援の目的の一つは、親の不安や負担の軽減ではありますが、それ以上に重要な目的は、子どもの健全な成長発達のために、子育ての第一義的な責任を有する親自身が、子育ての意義やその喜びを感じながら、子育てを通じて成長すること——すなわち「親育ち」を支援することにあるともいえます。親として自信を持って、子どもが「主体性」をもち「自立」した大人へと成長する過程に寄り添い、子どもの成長と発達を支援していくように、親が子育て・子育ちに伴う喜びを実感でき、親自身の子育て力を高めることを促すような施策を充実させていくことが必要であると考えます。

子育ては日々の実践の積み重ね、苦労の連続ですが、個々の子育て家庭が孤立して子育てをするのではなく、親同士が苦労や

喜びを語り共有し合うことによって、親としての成長が促進されるといったことがしばしば見られます。これは子育て仲間や他の親の存在が子育ての支えとなり、「自立」しようとする親がともに支え合う「共助」の関係を持つなかで、お互いの親としての力が増し、子育ての力が生み出されていくものと考えられます。本市が取り組む「親育ち」への取組についても、当事者としての親の「自立」を強く意識しながら、それを親同士の助け合い、すなわち「共助」で支えるという観点を重視して進めていくことが重要であると考えます。

また、こうした「親育ち」への支援は、出産より前の妊娠期から始めることが重要であると考えます。特に最近は、少子化や核家族化、社会的連帯の希薄化などによって、子

どもをこれから出産する妊婦やその夫も、育児方法に関する知識に乏しい、子どもと いうもののイメージがつかめない、親としての心構えができていないなど、これから 向かい合う子育てに対して不安感を抱いてしまったことが少なくありません。このような

### ■ 多様なニーズを持つ子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援

核家族化の進展や地域社会における相 互扶助機能の低下により、子育ての責任が 母親に集中するとともに、子どもとの接触 体験に乏しいまま親になることも少なくあ りません。こうした中で、多くの子育て家庭 が子育てに不安を感じ、自信を失い、子育て の困難を過大に感じてしまうことがあります。

支援の対象となる子育て家庭や子どもの 状況は非常に多岐に渡り、多様なニーズを 持っています。世帯構成や家庭環境あるいは 地域状況の違い、就労形態やライフスタイル の多様性など、子どもや親が抱える 問題を個別に考え、それぞれの利用者の立 場に立って、きめ細かな支援を行っていく ことが必要であると考えます。

仕事と子育ての両立に課題を抱える共 働き家庭については、保育サービス等の両立 支援施策の充実が必要です。関連して、 男性も含めて仕事と生活の調和（ワーク・ ライフ・バランス）を図ることができる社会 への転換が重要な課題ですが、この実現は、 共働き家庭のみならず、夫が仕事に忙しく

状況に対して、妊娠期から支援を開始し、子 育てに関する不安を軽減し、いざという時 には子育てを身近に支えるサービスや支援 者、あるいは支えあう仲間が地域にいるこ とを知らせることも重要であると考えます。

妻の子育て負担が大きい在宅育児家庭の 孤立感や負担感を軽減することにも役立つ と考えられます。在宅育児家庭については、 子育てが孤立しがちでニーズも潜在化しや すいことを踏まえ、親同士の交流を促進し たり支援側から積極的に介入したりするよ うな取組が必要です。

特別なニーズのある家庭としては、ひと り親家庭、障がい児のいる家庭、経済的に 困窮している家庭、外国籍の子どもや保護 者のいる家庭などがあります。個別のニーズ のある子どもとしては、いじめ、不登校・ 引きこもり、非行、高校中退、虐待などで悩 みや問題を抱えている子どもなどがあげら れます。アレルギー、アトピー、喘息、過食症、 拒食症、肥満、うつ病などの医学的な健康 管理を必要とする子どもや家庭に対する支 援が必要となる場合も考えられます。この ような多様なニーズ、特別なニーズに対し ては引き続き、個々の状況に応じた継続的 な支援に取り組んでいく必要があると考え ます。

### ■ 「人づくり」からはじめる市民主体の「子どもにやさしいまちづくり」

子どもにとって最も重要な育ちの場は家 庭ですが、通園・通学するこども園や学校、 地域での育ちを通して、広く社会とかかわ っています。子どもを取り巻く環境を考える 際には、こうしたつながりを考慮し、地域

に存在する豊富な社会資源（企業・団体、人 材、情報、技術等）を生かしながら、そのつ ながりの中で生み出される力を最大限に活 用していくことが重要であると考えられます。

# 第3章 計画策定の基本的視点

本市においては、前期行動計画の段階から、子どもは地域社会全体で育てるべきものということを再認識し、様々な主体が互いの立場や世代の違いを越えて重層的に次世代の育成に参画する、すなわち「互助の再生強化」に向けた取組を進めてきました。こうした取組について、今後は行政主導に偏るのではなく、「人づくり」という観点から子どもも、親、地域住民など行政以外の主体の力を高め、その発意を尊重し、自主的な活動の企画や運営を促す形で一層の取組を進めていくことが必要です。

また、子ども条例においては、子ども自身が社会の一員としてまちづくりに参画し、子どもの目線で子どもにやさしいまちづくりを進めていくことが重視されています。子ども条例に規定されるように、子どもから大人までのすべての市民がまちづくりの担い手として、それぞれの役割を自覚し責任を果たしていくという基本的な認識のもと、「子どもにとって最も良いことは何か」という視点に照らし合わせながら、市民主体の「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくことが必要であると考えられます。

子どもを取り巻く環境

